

原油価格・物価高騰等緊急対策関連Q A（農業普及技術課）

○農業セーフティネット対策緊急強化事業

<0728時点>

日付	支庁・振興局名	問い	回答
1	6月22日 西諸県	積立金を支払った時点で事業としては完結するのか。補填金として農業者に支払われるのは10月以降の燃油使用量と燃油の単価しだい、なおかつ燃油購入月の2ヶ月後で、農業者に実際に支払われる金額は年度末までに確定しないか。	事業目的は農家積立金の一部助成により、セーフティネット構築事業への加入促進と補填金が安定して発動できる積立コースへの加入推進であり、積立金に対して助成した時点で事業目的は達するものと整理しています。
2	6月22日 西諸県	提示された積立コースごとの補助単価は上限か。申込量によっては補助単価が上がる可能性があるか。	上限としています。
3	6月20日 児湯農林振興局	事業内容について、1リットル当たり150%コースで6円を県再生協議会に助成し、農家の積立金が1リットル当たり6円減ると理解しているが、農家が積立金は払わずにJAが立替を行っている場合の助成はどうか？この場合、助成したとしてもJAの立替金が減るだけで、生産者には何の恩恵もない。	JAが立替を行っている場合も同様に助成。積立金は支援対象者→県再生協に納付され、県再生協も支援対象者に請求し農家個々に請求する訳でない。支援対象者が立て替えるのか、農家から徴収するかは支援対象者の判断次第であって、県からは支援対象者に助成金を除いた額を請求する考えです。 なお、農家分を立て替えている地域については、実績数量に応じて県補助分を農家へ還元できるよう、地域で検討していただきたい。
4	6月20日 児湯農林振興局	茶のセーフティネット事業は令和5事業年度が対象となることであるが、申込も遅くて、積立金の積立も3月末と非常にタイトだが、令和4事業年度で申し込んでいる人は、令和4事業年度の方で助成対象にした方が早いのではないか。	令和4事業年度の分を助成対象にしても申込数量やコースが変わる可能性があるため、令和5事業年度を対象にしたい。また国の公募スケジュールに併せるとタイトであることから、国に先んじて公募を始めるなどを検討します。
5	6月20日 児湯農林振興局	購入目標数量が20,000Lのとき、JA児湯は170%積立コースなので、 $20,000 \times 57.1円 = 1,142,000円$ 、 $1,142,000 \div 2 = 571,000円$ が現行の農家積立金。この事業で、170%は6円/Lなので、 $20,000L \times 6円 = 120,000円$ を支援すると、 $571,000 - 120,000円 = 451,000円$ がR4年度の農家積立金という考えていいか？ 補てん金の総額は1,142,000円。	そのとおり。
6	6月20日 児湯農林振興局	積立金が残った場合の返還は？	引き続き、次事業年度に加入すれば、残額の活用が可能となります（個人農家に紐付きます）。加入がなければ、国へ返還となります。
7	6月20日 児湯農林振興局	これまで、積立コースは全員揃えた上で農家ごとに上限の範囲内での積立をしているが、それについても購入目標数量に6円/Lをかけた支援が受けられると考えていいか？	購入予定数量に単価をかけた額を支援します。
8	6月20日 児湯農林振興局	（要望）SN事業に関しては、令和3年度事業の補てん金処理の遅れに対する農家からの問合せが多く、令和4年度事業のとりまとめに支障をきたしています。今回の事業が追加となることでこれ以上の処理の遅れが出ることはないように対応をお願いしたいです。	補填金交付に遅延が生じご迷惑をお掛けしていることは申し訳ありません。処理の遅れにつながらないよう、しっかりと対応していきたいので、地域のご協力を願いたい。
9	6月20日 児湯農林振興局	県再生協議会に出る、とりまとめ等にかかる事務費は何を想定しているか？	当該セーフティネット構築事業の業務量増加に伴う人件費や事務費です。
10	6月20日 児湯農林振興局	（要望）現場では、農家への周知、説明、実績報告を農家に応じて行っている。補てん対象期間も長いことで実績報告が継続する上に補てん金交付の遅れや当年の積立金返還、次年度の積立作業など、常に事務がつかまとう状況である。県だけでなく地域への事務費も今後検討してほしい。	各支援対象者の事務局を担っているJAや市町の負担が増えていることは承知していますので、国へ要望するなど検討していきたい。
11	6月21日 児湯農林振興局	本市でも積立金の算定基礎となる重油使用料の1リットル当たり3円の補助を4月臨時議会で計上し事業を進めているところであるが、一般財源で行うこととしている。今回の県補助事業について地方創生臨時交付金を活用して、生産者の積立金の一部を県再生協に交付した補助金で充当し、生産者積立の軽減が図られるような事業スキームになっているか、この形であると国庫補助金の2重補助に当たるのではないか？その点は国に確認をとれているのか伺いたい。	内閣府に確認済みです。
12	6月21日 児湯農林振興局	令和4事業年度の急騰特例措置の金額は、何月頃分なのでしょうか？	6月分の全国平均価格が確定してからとなるため、早くも8月上旬頃と思わます。
13	6月21日 児湯農林振興局	農家積立上限額以下で設定した場合「資金が足りない」は、省エネ計画数量（目標使用量）も数字合わせのために、総括表等の上では按分するように、例年指導を受けていますが、県助成額の算出も総括表上の数値を使用するのでしょうか？それとも、経済対策の一環としては省エネ計画上の数量で計算するのでしょうか？	総括表上の数値を使用する。
14	6月22日 児湯農林振興局	分割で積立を行った場合 県の補助額の計算は9月と1月で分割になるのでしょうか？	県からは9月の1回で助成を行う考えです。
15	6月22日 児湯農林振興局	令和4事業年度に積立残があった場合の 残金の取扱はどのようになるのでしょうか？	次事業年度の積立金の原資として活用すれば返還は不要とします。
16	6月22日 日向市	申請額が予算超過した場合、対象者を絞るのではなく補填単価を下げる方針であるか。	そのとおり。
17	6月22日 日向市	セーフティネット事業申請時点で支援対象者は本事業での補填額を考慮した積立を行うという解釈でいいか。また予算超過の場合、積立後更に不足額を積み立てる必要があるか。	申請段階で県の助成額は算出できるため、助成額を引いた額を支援対象者に納付してもらおう考えです。予算超過した場合は、単価を下げて助成額を算出し、その助成額を引いた額を支援対象者に請求します。

○農業セーフティネット対策緊急強化事業

<0728時点>

	日付	支庁・振興局名	問い	回答
18	6月22日	日向市	本市でも支援対策事業の実施を予定しているが、農業者の負担を軽減するため、本事業の進め方について市町村のかかわりや流れ等を教えてほしい。	別添「事務フロー」に示します。
19	6月22日	日向市	加入する際の農家積立金相当額の一部を支援とあるが、現時点で加入済みの農業者ではなく、これから新規で加入する農業者に対する支援であると理解して良いか。	現時点で加入している人も、令和4事業年度で継続加入すれば対象となります。新規加入者も同様です。
20	6月22日	東臼杵農林振興局	「セーフティネット加入者に対する具体的な支払スケジュールの説明とお詫び」は、実施されているのか。(クレームあり、迅速な対応が必要) (1)門川町の農家からの聴取内容 「現行のセーフティネット事業の補填金交付がいつまでの分まで終わっていて、いつからの分がまだ振り込まれていないのか?よく分からない。今後の支払スケジュールを示して欲しい」 (2)今後の対応(案) 既に12月分の補填金について大半の支払が当初予定の3月から2ヶ月以上遅れていることから、早急に支払日を含めたスケジュール等を作成して、各地域のセーフティネット窓口を通じて農家まで届くようにしていただく必要があるのではないかと思います。 また、要綱等に処理基準が定められているとは思いますが、遅滞なく適正に事務手続きが実施できる体制の整備も必要ではないかと思います。	補填金交付に遅延が生じご迷惑をお掛けしていることは申し訳ありません。 まず、制度上、補填金の発動が分かるのは2ヶ月から3ヶ月かかります。そこから毎月3,000人を超える購入実績の確認を行い、補填金の算出、交付事務を行います。その中で、実績の漏れ、間違い等がある場合は、更に交付まで時間を要します。 このため、今後の実績確認等の作業については、地域の協力をいただきながら、速やかな支払いを行っていきたくと考えております。 なお、今月末には1月分の交付が出来る予定で、現在、2月分、3月分の補填金の算出中です。算出が終わり次第、速やかに交付を行います。 また、当該事業を専門に行う職員を1名設置することとしております。処理の遅れにつながらないよう、しっかりと対応して参ります。
21	6月28日	中部農林	「農業セーフティネット対策緊急強化事業」について、事務フローに各支庁・振興局で内容チェックとありますが、中部管内は施設園芸だけで2,000件以上の申請が既に予想されます。これを中部農林だけでチェックするのは人員的に困難です(他の農産園芸課の補正事業等もありますし、通常事業もあります)。そこで要望ですが、国のSN事業の実績確認のように、各支庁・振興局から動員をもらい、全ての地域分を本課・支庁・振興局で協力する体制にしたいだけないでしょうか。	加入者数は地域により偏りがありますので、ご提案のとおり、全ての地域分を本課、支庁・振興局、県再生協議会で協力する体制を取らせていただきたいので、ご協力をお願いします。
22	6月28日	中部農林(JA宮崎中央)	生産者積立金の一部を県で助成する際は、直接県協議会へ助成する事で、本来、生産者が積み立てる額が軽減されるが、発動時の取扱いは国と県の助成金が合算して振り込まれるのか? 今後、市町村の単独事業による上乗せ助成がある場合、特に件数の多い協議会では、事務の煩雑化や振込管理ミスの発生も予想されるので、県と市町村の助成タイミングの足並みを揃えて頂きたい	発動時は国・県・生産者積立金が合算して振り込まれます。(JA宮崎中央のように、生産者積立金を立て替えている場合は、農家へは国・県分が振り込まれます) 市町村の上乗せ助成についても同様の流れが効率的と思われるので、連携して進めていきます。ただし、県再生協議会や情報センターにおいては、新たな事務が発生するため、市町村は事務費の計上を検討いただきたい。
23	6月28日	中部農林(JA宮崎中央)	県段階においては、推進事務費があり人件費等に活用できるが、地域協議会においても、振込手数料や振込通知書の発送等の経費が発生するので、県協議会の事務費の一部を地域協議会に補填する事は可能か?	本事業の事業実施主体は県再生協議会ですので、地域協議会に補填することはできません。しかしながら、地域協議会においても本体の事務が発生することは承知していますので、国へ要望していきます。
24	6月28日	中部農林(宮崎市)	6月20日児湯農林振興局からの問いへの回答で「加入がなければ、国へ返還となります。」とありますが、加入とは、「協議会としての次年度の事業加入」という解釈でよろしいか。 ※個人が次年度へ事業加入しなくても、個人が所属する協議会が次年度の事業に加入をすれば、余剰の積立金の内、県の補助金分は協議会の次年度への事業加入の原資にすればよい、ということで良いか。	加入とは「個人農家として加入」とします。 協議会として次年度の事業加入の原資に活用することも検討しましたが、余剰の積立金を個人農家に振り分ける場合、何円ずつにするのか、1円未満の端数はどうするのか、という課題が生じます。 そのため、積立金の支援は個人農家に紐付くこととし、次年度の事業に参加しなかった場合は、返還することとします。
25	6月29日	児湯農林振興局	現段階で県からの支援額は、1円単位での行う予定である。しかしながら、SN事業取組者の規模により、支援額が薄まる可能性があるとのこと。支援額が確定しない状況では、農業者の自己負担額の算段が立たないところである。よって、支援額提示後に変更を行うことは可能か教えて下さい?	8/1で申込を一旦〆切り、県全体の計画を取りまとめ、支援額を確定させます。 8/15までには県再生協議会を通じて国(施設園芸協会)へ提出する必要がありますので、やむを得ない変更であり、かつ、期限までに変更が可能であれば対応させていただきます。
26	6月29日	児湯農林振興局	分割納付可能となっていますが、2回目の令和5年1月に積立金が準備できない農業者の取扱いはどうなるのでしょうか?例年であれば、一括積立のため、積立時期に積立不可の場合は解約扱いであると思われる。	2回目の積立金が準備できない場合は、1回目の積立金分まで補填されることとなると思われますが、詳細は国へ確認します。 【7/20追記】 2回目の納付が出来なかった時点で解約扱いになります。1回目の積立では有効なので、解約まで(2回目の納付期限までに納付できなかった時点)に発動があった場合は、補填金は交付されます。具体的には、2回目の積立金は1月に納付予定なので、10月分(タイミング次第で11月分)の発動がされている時期であり、その分の補填金は交付されることになります。

○農業セーフティネット対策緊急強化事業

<0728時点>

日付	支庁・振興局名	問い	回答
7月20日	民間事業者	新規就農者で過去の実績が無い場合どうするのか。3名のグループの品目はバラバラで構わないのか。その際、過去の実績は何を参考にするのか。	過去の実績が無い場合は、支援対象者の10aあたりの平均使用量などを実績値とみなします。新規に組織した組合で、支援対象者の実績が無い場合は、同じ品目のJA部会組織などの燃油使用量を参考にしても構いません。なお、3名のグループは品目は異なっても構いませんが、施設園芸を営んでいる必要があります。
7月20日	中部農林振興局	農家積立金の納付時期はいつ頃になるのか。補填金の交付後の積立金残金を踏まえて次年度の積立金納付を考えると、残額が確定する時期も教えてもらいたい。	例年9月の中頃で、国の交付申請日が納付期限となります。今年も例年同様のスケジュールになる見込みで、9月16日頃かと思われます。なお残額が確定するのは、8/19頃の予定です。
7月20日	東白杵農林振興局	「農業者は県補助額を差し引いた額を再生協へ積み立てる」とある。今、JA延岡、日向ともに受付を終えたので、差し引いた額を積み立てて良い？いったん、全額を農業者に積み立ててもらおう？（県の処理が間に合いますか？）	基本的な流れは、事業計画書の提出→承認→積立金納付という流れです。ただし、承認から納付まで期間が短いため、各農業者からの積立金は予め準備いただけると助かります。その際、県全体の申込状況次第では支援額が減少する可能性があるため、全額を積み立ていただき、県からの支援額がはっきりした時点で、県再生協へ納付いただければと考えます。